

令和7年度 病院勤務医の負担軽減及び処遇改善に資する計画

1. 基本となる考え方

昨年と同様、当院の原則「医師は医師にしかできない仕事のみ行う」に則って業務の改善をおこなっていく。
そのためには看護師を中心とした現在のシステムをさらに進化させ、医師以外の職員の負担にならないようシステムをスリム化し常に見直す姿勢が必要となる。今年度も以上を怠りなく遂行していく。

2. 勤務医負担軽減のための組織

- ・毎月第②月曜日に開催されている代表者連絡会議に「勤務医負担軽減委員会」を併設する。
- ・委員長は病院長とする。

3. 委員会活動内容

- (1)勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する計画の策定
- (2)勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する計画の推進・実行
- (3)勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する計画の進捗状況の確認
- (4)勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する計画が未達の場合の原因究明および改善策の策定

○医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

項目	目標達成年次	計画(具体的な取組み)
初診時の予診の実施	実施済み (令和7年以降も継続)	医師の業務範疇ではあるが、問診票等の記載について看護師が患者を補助する形式であれば実施可能と考えられるため、原則外来看護師が行う。
静脈採血の実施	実施済み (令和7年以降も継続)	外来・病棟における静脈採血の実施は、原則看護師が実施している。実施職種の拡大等も踏まえ、引続き検討を行う。
入院説明の実施	実施済み (令和7年以降も継続)	入院前の生活や入院時の持ち物、入院中の療養、退院後の生活などは看護師、社会福祉士が行う。病院全体での入院前の患者説明体制も踏まえ、引続き検討を行う。
検査手順の説明の実施	実施済み (令和7年以降も継続)	看護師及び検査技師が行う。実施職種の拡大等も踏まえ引続き検討を行う。
検査実施	実施済み (令和7年以降も継続)	医師の指示の下、レントゲン検査は診療放射線技師が、超音波検査は臨床検査技師が行う。
薬の説明や服薬指導	実施済み (令和7年以降も継続)	看護師及び薬剤師が行う。持参薬の確認、ハイリスク薬の投薬前説明、退院時薬学的管理指導、医師の指示による薬剤管理指導を実施している。
薬剤投与量の調整	実施済み (令和7年以降も継続)	医師の指示の下、看護師及び薬剤師が行う。
医療機器の管理	実施済み (令和7年以降も継続)	医師の指示の下、臨床工学技士が行う。
診断書・主治医意見書などの作成	実施済み (令和7年以降も継続)	医師の指示の下、医師事務作業補助者が行う。
外来予約や検査などのオーダー業務	実施済み (令和7年以降も継続)	医師の指示の下、看護師、社会福祉士、事務員が行う。
診療データなどの入力	実施済み (令和7年以降も継続)	医師の指示の下、入院医療統計などは総務課事務員が、病棟検査データは看護師及び検査技師が、コスト入力は看護師及び医事課事務員が行う。

○その他の医師負担軽減策

項目	目標達成年次	計画(具体的な取組み)
外来の縮小	実施済み (令和7年以降も継続)	準夜帯で行っていたスポーツ外来を取りやめ、医師の労働時間短縮を行った
地域連携の推進	実施済み (令和7年以降も継続)	整形外科単科の病院であるため、整形外科以外の疾患については病院連携や病診連携を通じて、整形外科医師に負担がかからないよう地域連携室が中心となり他院受診などを積極的に推進している。

○医師の勤務体制にかかる取組み

項目	目標達成年次	計画（具体的な取組み）
連続当直の禁止	実施済み （令和7年以降も継続）	連続当直については平成30年度から禁止の方向で取組。一部連続当直が残存していたが、令和5年度中に連続当直の完全廃止を達成。
勤務間インターバルについて	令和7年度	現在は時間外の延長手術について監視し、翌日の始業に影響がないかチェックを行っている。タイムカードで出退勤時間を把握している。
当直翌日の業務内容 に対する配慮	令和7年度	従来より実施していたが、当直翌日は手術の術者にならないよう引続き配慮し、休息の確保を行う。
複数主治医制の実施	実施済み （令和7年以降も継続）	全身管理は麻酔科が担当しており、複数主治医制の状況にある。整形外科医師の負担軽減策として今後も継続実施する予定である。
特定の個人に負担が 集中しない為の配慮	実施済み （令和7年以降も継続）	整形外科医は手術件数、時間外延長手術件数、麻酔科医は担当麻酔件数、時間外業務時間をモニタリングし、業務の過度な偏在があれば是正を行っている。
フレキシブルな出退勤	実施済み （令和7年以降も継続）	拘束時間短縮のために、各医師は担当手術に合わせて出勤する事を可能としており、手術終了後も患者に問題が無ければ速やかに退勤して良く、整形外科医師の始業、終業時刻については、労使協定で定める始業、終業の時間帯の範囲内において整形外科医師が自由に決定できる。
短時間正規雇用医師の活用	令和7年度	現在該当者はいないが、新規採用や希望があれば実施の方向で進めていく。現在就業中の医師については、毎年の理事長面談時に希望をヒアリングする方針とする。